

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	始良市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務											
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務										
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務の処理を行う。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <table><tr><td>①手当申請相談受付業務</td><td>・所得情報、住基情報の閲覧</td></tr><tr><td>②手当認定業務</td><td>・書類審査、実態調査、関係先(市町村、年金事務所等)照会</td></tr><tr><td>③手当支給業務</td><td>・手当支給、差止、債券管理</td></tr><tr><td>④手当額改定・消滅業務</td><td>・書類審査、住基情報、結果通知</td></tr><tr><td>⑤その他</td><td>・印刷物印字</td></tr></table>	①手当申請相談受付業務	・所得情報、住基情報の閲覧	②手当認定業務	・書類審査、実態調査、関係先(市町村、年金事務所等)照会	③手当支給業務	・手当支給、差止、債券管理	④手当額改定・消滅業務	・書類審査、住基情報、結果通知	⑤その他	・印刷物印字
①手当申請相談受付業務	・所得情報、住基情報の閲覧										
②手当認定業務	・書類審査、実態調査、関係先(市町村、年金事務所等)照会										
③手当支給業務	・手当支給、差止、債券管理										
④手当額改定・消滅業務	・書類審査、住基情報、結果通知										
⑤その他	・印刷物印字										
③システムの名称	・Acrocity住民基本 ・総合福祉WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム										
2. 特定個人情報ファイル名											
児童扶養手当台帳											
3. 個人番号の利用											
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第29条各号										
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携											
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]										
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕(情報照会の根拠) 第83条 第2条の表八十一の項 (情報提供の根拠) 第2条の表十七・二十・四十二・八十九・九十・百二十五・百四十・百五十五・百六十の項										
5. 評価実施機関における担当部署											
①部署	福祉部 子どもみらい課										
②所属長の役職名	子どもみらい課長										
6. 他の評価実施機関											
なし											
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求											
請求先	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111										

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 子どもみらい課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども政策課長 二見 和彦	子ども政策課長 鮫島 美保子	事後	平成28年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における特定個人情報を照会できる根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第12条第1、3、4号 第19条各号 第35条第2号 第36条各号 第44条各号 (情報照会の根拠) 第31条各号	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における特定個人情報を照会できる根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第10条の3、第12条第1、2、4、6、8号 第19条各号 第35条第2号 第36条第1、2号 第44条、第59条 (情報照会の根拠) 第31条各号	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども政策課長 鮫島 美保子	子ども政策課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における特定個人情報を照会できる根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第10条の3、第12条第1、2、4、6、8号 第19条各号 第35条第2号 第36条第1、2号 第44条各号、第59条 (情報照会の根拠) 第31条各号	・番号法第19条第7号及び別表第二(情報照会できる根拠) 57の項 (情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第10条の3、12条、19条、35条、36条、44条、59条 (情報照会の根拠) 第31条	事後	法令上の根拠の追記
令和2年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity福祉 ・中間サーバー ・Acrocity(住民基本) ・MICJET番号連携システム	・Acrocity住民基本 ・総合福祉WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	事後	令和元年10月システム更新による
令和2年7月13日	2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当関係ファイル(児童扶養手当現況届、児童扶養手当各種変更届、児童扶養手当一部支給停止、児童扶養手当台帳送付・依頼書、児童扶養手当支給明細書、児童扶養手当資格喪失届、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当受付処理簿)	児童扶養手当台帳	事後	取扱ファイル名の変更
令和2年7月13日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部子ども政策課	保健福祉部子どもみらい課	事後	組織変更による
令和2年7月13日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども政策課長	子どもみらい課長	事後	組織変更による
令和2年7月13日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部子ども政策課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号：0995-66-3111	保健福祉部子どもみらい課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号：0995-66-3111	事後	組織変更による
令和2年7月13日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部子ども政策課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号：0995-66-3111	保健福祉部子どもみらい課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号：0995-66-3111	事後	組織変更による
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(情報照会できる根拠) 57の項 (情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第10条の3、12条、19条、35条、36条、44条、59条 (情報照会の根拠) 第31条	・番号利用法第19条第8号及び別表第二(情報照会の根拠) 57の項 (情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報照会の根拠) 第31条 (情報提供の根拠) 第10条の3、12条、19条、26条の2、35条、36条、44条、59条の2の2	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子どもみらい課	福祉部 子どもみらい課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 子どもみらい課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 子どもみらい課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第29条各号	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第29条各号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号及び別表第二(情報照会の根拠)57の項 (情報提供の根拠)13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報照会の根拠)第31条 (情報提供の根拠)第10条の3、12条、19条、26条の2、35条、36条、44条、59条の2の2	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕 (情報照会の根拠)第83条 第2条の表八十一の項 (情報提供の根拠)第2条の表十七・二十・四十二・八十九・九十・百二十五・百四十・百五十五・百六十の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕による変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による